

内 容		備 考																																																																																																																		
<p>1 茨城県指定文化財の指定</p> <p>茨城県教育委員会は、平成 14 年 1 月 25 日付けで、次の 6 件を茨城県指定文化財に指定した。</p> <p>(有形文化財)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>記号番号</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>所 在 地</th> <th>管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建造物</td> <td>建第 7 9 号</td> <td>羽黒神社本殿 附棟札 1 枚</td> <td>1 棟</td> <td>下館市甲 37 番地</td> <td>宗教法人羽黒神社</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>建第 8 0 号</td> <td>上羽黒神社本殿及び拝殿</td> <td>2 棟</td> <td>下館市岡芹 968 番地の 1</td> <td>宗教法人上羽黒神社</td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>絵第 7 0 号</td> <td>絹本著色 観経十六観变相図</td> <td>1 幅</td> <td>高萩市本町 1 丁目 128 番地</td> <td>宗教法人大高寺</td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>絵第 7 1 号</td> <td>絹本墨画 芦雁図 立原杏所筆</td> <td>1 幅</td> <td>水戸市本町 2 丁目 12 番 20 号</td> <td>立原善重</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>歴第 5 号</td> <td>鹿の子遺跡出土漆紙文書</td> <td>一括</td> <td>石岡市大字石岡 3165 番地の 2</td> <td>石岡市教育委員会</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>歴第 6 号</td> <td>5 馬力誘導電動機 附設計図 1 枚</td> <td>1 台</td> <td>日立市幸町 3 丁目 1 番 1 号</td> <td>(株)日立製作所日立事業所</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	記号番号	名 称	数量	所 在 地	管 理 者	建造物	建第 7 9 号	羽黒神社本殿 附棟札 1 枚	1 棟	下館市甲 37 番地	宗教法人羽黒神社	建造物	建第 8 0 号	上羽黒神社本殿及び拝殿	2 棟	下館市岡芹 968 番地の 1	宗教法人上羽黒神社	絵画	絵第 7 0 号	絹本著色 観経十六観变相図	1 幅	高萩市本町 1 丁目 128 番地	宗教法人大高寺	絵画	絵第 7 1 号	絹本墨画 芦雁図 立原杏所筆	1 幅	水戸市本町 2 丁目 12 番 20 号	立原善重	歴史資料	歴第 5 号	鹿の子遺跡出土漆紙文書	一括	石岡市大字石岡 3165 番地の 2	石岡市教育委員会	歴史資料	歴第 6 号	5 馬力誘導電動機 附設計図 1 枚	1 台	日立市幸町 3 丁目 1 番 1 号	(株)日立製作所日立事業所	<p>1 指定にいたる経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 13 年 9 月 13 日 茨城県教育委員会が茨城県文化財保護審議会に指定に関する諮問を行う。</li> <li>平成 13 年 12 月 25 日 茨城県文化財保護審議会が茨城県教育委員会に答申を行う。</li> </ul> <p>2 国・県指定文化財の件数 (新指定を含む 平成 14 年 1 月 27 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種 類</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>28</td> <td>74</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>7</td> <td>71</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>14</td> <td>149</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>10</td> <td>124</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形文化財</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>2</td> <td>30</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>史跡</td> <td>23</td> <td>57</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>8</td> <td>59</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>101</td> <td>638</td> <td>739</td> </tr> </tbody> </table>			区分	種 類	国指定	県指定	合計	有形文化財	建造物	28	74	102	絵画	7	71	78	彫刻	14	149	163	工芸品	10	124	134	書跡	0	33	33	古文書	0	4	4	考古資料	2	17	19	歴史資料	0	6	6	無形文化財		4	4	8	民俗文化財	有形民俗文化財	1	5	6	無形民俗文化財	2	30	32	記念物	史跡	23	57	80	名勝	2	5	7	天然記念物	8	59	67	合 計		101	638	739
種 類	記号番号	名 称	数量	所 在 地	管 理 者																																																																																																															
建造物	建第 7 9 号	羽黒神社本殿 附棟札 1 枚	1 棟	下館市甲 37 番地	宗教法人羽黒神社																																																																																																															
建造物	建第 8 0 号	上羽黒神社本殿及び拝殿	2 棟	下館市岡芹 968 番地の 1	宗教法人上羽黒神社																																																																																																															
絵画	絵第 7 0 号	絹本著色 観経十六観变相図	1 幅	高萩市本町 1 丁目 128 番地	宗教法人大高寺																																																																																																															
絵画	絵第 7 1 号	絹本墨画 芦雁図 立原杏所筆	1 幅	水戸市本町 2 丁目 12 番 20 号	立原善重																																																																																																															
歴史資料	歴第 5 号	鹿の子遺跡出土漆紙文書	一括	石岡市大字石岡 3165 番地の 2	石岡市教育委員会																																																																																																															
歴史資料	歴第 6 号	5 馬力誘導電動機 附設計図 1 枚	1 台	日立市幸町 3 丁目 1 番 1 号	(株)日立製作所日立事業所																																																																																																															
区分	種 類	国指定	県指定	合計																																																																																																																
有形文化財	建造物	28	74	102																																																																																																																
	絵画	7	71	78																																																																																																																
	彫刻	14	149	163																																																																																																																
	工芸品	10	124	134																																																																																																																
	書跡	0	33	33																																																																																																																
	古文書	0	4	4																																																																																																																
	考古資料	2	17	19																																																																																																																
	歴史資料	0	6	6																																																																																																																
無形文化財		4	4	8																																																																																																																
民俗文化財	有形民俗文化財	1	5	6																																																																																																																
	無形民俗文化財	2	30	32																																																																																																																
記念物	史跡	23	57	80																																																																																																																
	名勝	2	5	7																																																																																																																
	天然記念物	8	59	67																																																																																																																
合 計		101	638	739																																																																																																																
<p>2 指定文化財について</p> <p><a href="#">羽黒神社本殿 1 棟 附棟札 1 枚</a></p> <p>結城氏の家臣水谷(みずのや)氏は、文明・長享の頃(15 世紀後半)、現市内に 7 つの羽黒神社を祭ったが、当社がその筆頭と伝えられる。羽黒神社本殿は、1 間社流造(いっけんしゃながれづくり)銅板葺で、豕叔首(いのこさす)を組み、向拝(こうはい)と身舎(しんしゃ)をつなぐ虹梁(こうりょう)が水平であり、木割(きわり)が太く、臺股(かえるまた)のデザインが格式の高いものであることなど及び棟札(むなふだ)の記載などから、寛永年間(1624～1643)建造の簡素で古式な建造物であることがわかる。江戸時代初期の県西地方の建築文化を知る上で重要である。</p> <p><a href="#">上羽黒神社本殿・拝殿 2 棟</a></p> <p>結城氏の家臣水谷氏が文明・長享の頃に祭った 7 つの羽黒神社の一つである。本殿は 1 間社流造、茅葺(鉄板で覆う)であり、拝殿は寄棟造、茅葺(鉄板で覆う)である。建立年代は明かではないが、木割りが太く、装飾が少なく古式であり、かつ床・縁の高いプロポーションを示す点など、羽黒神社とよく似ており、本殿・拝殿ともに建築様式及び手法から寛永期に建てられたものと思われる。羽黒神社本殿が享保の改築を経ているのに対し、上羽黒神社は、本殿・拝殿がセットとして当初の姿を多く留めており、寛永期地方大名の手による神社建築を知る上で重要である。</p> <p>( <a href="#">上羽黒神社本殿の要部の様子</a> )</p> <p><a href="#">絹本著色 観経十六観变相図 1 幅</a></p> <p>「観経十六観变相図」とは、『観無量寿経』に説かれる阿弥陀如来の極楽浄土を想見するための十六の観想法について、その内容を図解的に表したものである。变相図上部の円相に描かれる日想、水想、地想、樹想などの十三観と、それにつづいて信者の機根(能力)に応じた九品往生(くほんおうじょう)を説く三観のあわせて十六の観想のことをいう。重源(ちょうげん)の請来品のなかに十六観図があったことが知られており、それを写した鎌倉時</p>																																																																																																																				

代（13世紀）の作品は日本に2点伝わっている。高麗で製作された十六観図は、福井県敦賀市の西福寺に伝わる「観経十六観变相図」（国指定、1323年製作）があり、上品（第14観）には菩薩衆、中品（第15観）には声聞衆（しょうもんしゅう）、下品（第16観）には人民衆のそれぞれ浄土に往生する者の姿を描いている。大高寺のものは、基本的には西福寺のものと同じだが、上品・中品・下品のいずれにも菩薩衆のみを描いている点が注目され、これは救済の対象に庶民まで視野に入れる考えに対し、機根の充実した菩薩のみを対象とするより厳しい解釈を示すものといえる。製作年代は、1300年前後、高麗後期と考えられる。

④ [絹本墨画 芦雁図 立原杏所筆 1幅](#)

立原杏所（1775-1840）は、父翠軒の門人林十江（はやしじこう）について絵を学び、また谷文晁に師事し、文晁門下四哲のひとりとして有名であり、特に渡辺華山との交わりが深かった。彼は、わが国の名画や元・明の画風を広く研究しながら、関東南画の興隆に重要な役割を果たした。この芦雁図は重要美術品として第二次世界大戦前から知られていたものである。同じ重要美術品であった絹本淡彩「葡萄図」は、国の重要文化財となっている（東京国立博物館所蔵）。「葡萄図」は、自由奔放な筆致がのたつように画面に踊っているもので、本来そなわっている杏所の逸格的な資質をあらわにさせた作例であるが、この「芦雁図」は、夕暮時、水蒸気に霞んだ水辺に没骨法（もっこつぼう）を主体に表現した雁が霧の中で群れる様を描いたもので、芦をあるいは濃くまた影のように薄く大気の中に溶けこませて描いている。このようにこの作例は叙情性に富む杏所の標準的性格をよく示し、また室町水墨花鳥図への親近性をみせることから、関東文人画家の一分野である古画学習の成果の一端を示すものといえる。[（ 図の細部の様子 ）](#)

⑤ [鹿の子遺跡出土漆紙文書 一括](#)

鹿の子遺跡は、山王川沿岸に広がる沖積低地に沿う標高25mの台地上に立地する遺跡で、常磐自動車道が石岡市の北辺を通ることにもなっており、茨城県教育財団が日本道路公団の委託を受けて、昭和54年から57年にかけて発掘調査を行った。発掘の進行に伴って、漆紙文書、長屋状竪穴遺構、工房跡（鍛冶遺構）等、貴重な遺物や遺構が数多く検出され、国府成立以前の常陸の歴史を知る上からもきわめて重要な遺構といえる。とくに国衙工房跡や竪穴住居跡から多量に検出された漆紙文書は、当時の戸籍や稲を貸し付けた時の出掌帳、地名・人名に関する文書、田畑の広さなどを記載した田籍関係文書、公卿の間で多く用いられた具注暦などからなり、一遺跡出土の一括資料として、律令時代の歴史像を具体的に示す優秀な文書群であり、本資料の持つ歴史的価値は、常陸国に留まらず全国的な視野からみても第一級の歴史資料といえる。

[5馬力誘導電動機 附設計図1枚](#)

日立製作所の創業者小平浪平は、久原房之助に招かれて久原鉦山工作課に入社し、外国製のモーターを修理するうちに、自分たちの手でモーターを製作しようと試み、明治43年(1910)、高尾直三郎が設計製図を引き、小平らがコイル巻まで行って第1号モーター（5馬力の電動機3台）を作りあげた。3台のうち第1号機すなわち製造番号1号モーターが本機である。1号機の設計図を作る段階で、小平は「日立製作所」と会社名を決めたという。本件は日立鉦山の修理部門として発足した日立製作所の製品第1号として作られた記念すべきものであり、本県日立地方が工業都市として今日の隆盛をみるにいたった起点としての意味もあり、本県の貴重な近代産業遺産といえる。当時の設計図も大切に保存されており、貴重な資料である。

国指定には、国宝1件（直刀 黒漆平文大刀拵）、特別史跡3件（旧弘道館、常陸国分寺跡、常陸国分尼寺跡）を含む。

3 文化財の体系

国は文化財保護法により、県は茨城県文化財保護条例の規定に基づき、指定が行われる。

